

公益財団法人京阪神ケーブルビジョン後住者テレビ信号供給契約約款

(適用)

第1条 公益財団法人京阪神ケーブルビジョン（以下「KCV」という。）と、KCVのテレビジョン電波共同受信施設（以下「KCVの施設」という。）からテレビ信号の供給を受ける者（以下「使用者」という。）とは、使用者のテレビ受信設備（以下「使用者の設備」という。）にテレビ信号を供給するときの条件は、このKCV後住者テレビ信号供給契約約款（以下「使用契約」という。）によるものとします。

(使用契約の単位)

第2条 使用契約は、使用者引込線1回線ごとに行うものとします。

(使用契約の成立)

第3条 使用契約は、使用者がこの使用契約を了承し、KCVが定めるテレビ信号供給申込書に所要事項を記入捺印の上提出し、KCVがこれを承諾したときに成立します。

(初期契約解除制度)

第4条 使用者は、本テレビ信号供給申込書を提出した日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりテレビ信号供給の申込み（以下「申込み」という。）の撤回又は使用契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 第1項の規定により申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った工事費等の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ申込みの撤回をする意思をもって使用契約の申込みを行った場合等、使用契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4 前項の規定にかかわらず使用契約締結後、工事等を着工済み、又は完了済みの場合には使用者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

5 第1項の規定にかかわらず申込み後、工事等が未着工または未完了の状態であるときは、使用者は申込みの撤回または使用契約の解除を行うことができます。この場合は使用者に対し、金銭等を請求されることはありません。

(テレビ信号)

第5条 KCVは、KCVの施設から使用者の設備に、KCVが定めたテレビジョン放送の電波（以下「テレビ信号」という。）を供給します。

(テレビ信号供給の範囲)

第6条 KCVのテレビ信号供給は、第3条の定めにより申し出た使用者の設備区域内とします。

(供給設備の設置費用負担)

第7条 使用者は、KCVに、使用者の設備とKCVの施設とを接続する幹線、分配線、引込線及び保安器等の設備（以下「供給設備」という。）の設置工事にかかる費用（以下「設置工事費」という。）を負担していただきます。

2 設置工事費は、供給設備の設置工事が完了する時まで、KCVが指定する方法により支払うものとします。

3 供給設備の設置工事は、KCV又はKCVの指定する業者が行い、工事完成後の供給設備の財産権はKCVに帰属します。

(使用者の設備の設置、接続調整等)

第8条 使用者は、使用者の設備の設置（接続用保安器出力端子以降のケーブルの配線、増幅器、分岐器、分配器等の設置）及び接続調整（テレビ、VTR等への接続と受信調整）等は使用者の責任で行っていただきます。

(施設の設置場所の無償提供等)

第9条 KCVは、供給設備の設置及び維持管理にあたり、使用者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用させていただきます。

2 使用者は、KCV及び使用者の設備の設置について、あらかじめ地主、家主その他利害関係人の承諾を得ておいていただきます。また、このことに関して後日苦情が生じたときには、使用者は責任をもって解決するものとし、KCVはその責任を負わないものとします。

3 使用者は、KCV又はKCVの指定する業者が、供給施設の検査、修理等を行うため、使用者が所

有又は占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて協力を求めた場合は、これに協力していただきます。

(設備の維持管理区分)

第10条 使用者は、接続用保安器出力端子以降の使用者の設備の維持管理を行い、KCVは、接続用保安器出力端子までのKCVの施設及び供給設備の維持管理を行うこととします。

(引込線等の設置場所の変更)

第11条 使用者に起因して供給設備の設置場所の変更、移設等が生じた場合、使用者の費用負担によりKCVが工事を行います。

(テレビ信号供給及び維持管理の期間)

第12条 KCVのテレビ信号供給及び維持管理を行う期間(以下「信号供給等の期間」という。)は、テレビ信号供給を開始した日から、使用者の設備がKCVの施設及び供給設備によることなくテレビ信号が受信できるまでの間とします。

- 2 KCVは、放送事業者の都合によるテレビジョン放送の送信の標準方式の変更等によって、KCVの施設の技術上の基準に適合しなくなり使用者の設備にこの使用契約に定めるテレビ信号の供給ができなくなったときは、テレビ信号の供給及び供給設備の維持管理を終了するものとします。
- 3 将来、技術革新等による電波受信障害が解消する日、受信障害の原因となる構造物が存しなくなる日など、第1項及び第2項と同様に維持管理を終了するものとします。

(維持管理費の支払い等)

第13条 使用者は、料金表に定めるテレビ信号供給等の期間にかかる供給設備の維持管理費用(以下「維持管理費」という。)をテレビ信号供給の開始日の属する月分から、6ヶ月前納又は12ヶ月前納若しくは一括納入のいずれかのプランより支払うものとします。

- 2 6ヶ月前納及び12ヶ月前納による場合の支払方法は、KCVが取り扱う金融機関からの自動振替によるものとし、一括納入の場合は、KCVが別途指定する方法によるものとします。
- 3 6ヶ月前納及び12ヶ月前納払いによる維持管理費の支払は、20年間分をもって完了とします。
- 4 維持管理費等は通知の上改定する場合があります。
- 5 NHKの受信料は、本使用契約に定める維持管理費に含まれません。

(免責事項)

第14条 KCVの施設に万一故障が生じ一時停止等の事故が生じても、使用者はこれを認諾し、KCVは一切の責任を負いません。

- 2 再放送している電波が、技術上又は他の要因により再放送できなくなった場合、使用者はこれを認諾し、KCVは一切の責任を負いません。

(禁止事項)

第15条 使用者は、この使用契約により生じる使用者の権利、義務及び利益は、第三者への譲渡、承継又は販売はできません。ただし、相続その他の原因によって異動を生ずる場合は、すみやかにKCVに通知し協議していただきます。

- 2 使用者は、KCVが供給するサービスを、第三者にデジタルコピーならびにテープ等の記録媒体・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

(使用者の変更)

第16条 従前に本使用契約に基づくテレビ信号の供給を受けていた家屋において、何ら工事することなくテレビ信号の供給を受けられる状態である場合、使用者は名義変更の手続を受け、料金表に定める名義変更手数料を支払うものとします。

(一時停止及び再開)

第17条 使用者が、KCVのテレビ信号の供給の一時停止又は再開を希望する場合は、KCVに文書で申し出て、料金表に定める一時停止手数料又は再開手数料を支払うものとします。

- 2 使用者は、一時停止の場合、申し出た日の属する月分までの維持管理費を支払うものとし、再開の場合は、テレビ信号の供給の再開する日の属する月分から支払うものとします。

(解約)

第18条 使用者は、テレビ信号の供給が不要となる時は解約日を定め、事前にKCVにその旨を通知していただきます。

- 2 テレビ信号供給の解約日は、前項で定めた期日とし、この契約はその期日をもって消滅するものとします。

- 3 解約の場合、使用者は、解約日の属する月分までの維持管理費を支払うものとし、KCVは、すでに支払われた維持管理費に過払額がある場合、一括納入の場合を除きこれを返戻します。この場合、維持管理費を前納で支払った使用者の未経過期間に対して返戻する過払額は、前納支払額を支払期間に応じて等分し算出した額（1円未満の端数は切り捨て）に未経過月数を乗じた額とします。
- 4 維持管理費が支払われた期間について、その費用の改定があり、過払額が生じた場合は、改定額により精算して返戻します。
- 5 一括で納入された維持管理費は、いかなる事情でも返戻できません。
- 6 解約の場合、KCVは、引込線の撤去を行います。ただし、撤去にともない使用者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、使用者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

（使用者の義務違反による解除）

第 19 条 KCVは、使用者において、この使用契約に違反する行為があったと認める場合は、使用者に催告した上でテレビ信号の供給を停止し、又は契約の解除を一方的に行うことができます。

（個人情報の取扱い）

第 20 条 KCVは、テレビ信号の供給に係る氏名もしくは名称、電話番号、携帯電話の電話番号、住所もしくは居所又は請求書の送付先等の情報をテレビ信号の供給に係る契約申し込み及び締結、工事、料金の適用又は料金の請求、維持管理業務、その他の使用契約等に係る業務の遂行上、必要な範囲で利用します。

また、業務の遂行上、必要な範囲での利用には、使用者に係る情報をKCVと維持管理業務保守契約を締結し委託している者及びサービス提供テレビ信号の供給に係る金融機関に提供する場合を含みます。

なお、テレビ信号の供給にあたり取得した個人情報の利用目的は適正に取り扱うとともに、委託先に対し必要かつ適切な監督を行い、KCVが公開する個人情報の保護に関する宣言書において定めま

（専属的合意管轄裁判所）

第 21 条 使用者とKCVとの間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（定めなき事項）

第 22 条 本使用契約に定めなき事項が生じた場合、KCV及び使用者は約款使用契約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

付則

- 1、KCVは特に必要があるときは、本使用契約に特約を付すことができるものとします。
- 2、本使用契約は、令和元年10月 1日から施行します。

料金表／K C V後住者

(工事費等)

項目		金額	摘要
供給設備の 設置費	引込工事費	30,000円 (消費税抜き)	戸建住宅以外の場合は別途見積りいたします。
	戸建住宅 (標準工事費)	33,000円 (消費税込み)	
	幹線及び分配線 の増設工事	実費	実費は別途見積りいたします。

(維持管理費)

項目		金額	摘要
維持管理費 (1世帯につき)		800円 (消費税抜き)	月額
		880円 (消費税込み)	
		4,500円 (消費税抜き)	6ヶ月前納
		4,950円 (消費税込み)	
		8,800円 (消費税抜き)	12ヶ月前納
		9,680円 (消費税込み)	
	172,900円 (消費税抜き)	一括納入 解約時の返戻はいたしません。	
	190,190円 (消費税込み)		

(諸手数料)

項目		金額	摘要
名義変更手数料		1,000円 (消費税抜き)	
		1,100円 (消費税込み)	
一時停止手数料		1,000円 (消費税抜き)	一時停止時に納付
		1,100円 (消費税込み)	
再開手数料		1,000円 (消費税抜き)	一時停止による再開時に納付
		1,100円 (消費税込み)	

(その他料金)

項目		金額	摘要
出張点検・補修費等		実費	実費はK C V又はK C Vが指定する業者が別途見積りいたします。

(注) 維持管理費の納入方法は、6ヶ月前納払い又は12ヶ月前納払いを原則とします。